

認証評価の過去・現在・未来 —評価に関わった20年を振り返って—

山 極 伸 之

佛教大学副学長兼事務局長

[キーワード] 認証評価、ピアレビュー、大学基準協会、PDCA、通信教育

はじめに

今回、『大学評価研究』が「第4期認証評価の課題と展望—これまでの20年・これからの質保証—」をテーマとして編集されることとなり、筆者に対しても「第3期までの経験を振り返りながら第4期を展望し、認証評価を大学改善の動きにどう結びつけていくのか」に関する課題や展望についての論考が求められた。もとより大学評価や認証評価さらには高等教育そのものを専門領域としているわけではないため、わが国の高等教育の将来像を俯瞰しながら、明確なエビデンスに基づく論考をまとめるには役不足であると個人的には考えている。しかしながら、過去20年あまりを振り返ると、専門分野の研究とは別に、大学評価や認証評価への関わりは途切れることなく続いてきており、同時に大学基準協会との関係も年々深まってきているように感じる。

そのような経緯もあって、おそらく今回の依頼があったものと想像しているが、これまでの20年余りの間に経験を重ね、また折々に考えてきたことを頼りとしながら、現時点で筆者が課題として捉えていることの一端をまとめてみたい。あわせて、第4期以降の今後に向け、認証評価について評価機関が、レビュアーが、そしてそれに向き合う大学が考えるべき論点などについて整理することで、依頼に対する務めを果たすこととしたい。

I. 第1期から第3期にかけて—評価に関与した経緯の振り返り

そもそも筆者と大学評価の関わりは、1997年に佛教大学が財団法人大学基準協会(当時)への加盟判定審査用調書である『佛教大学の現状と展望』⁽¹⁾をまとめるために設置した編集委員会の委員の一人として任ぜられたことに始まる。当時助教授であった筆者は、大学評価の存在や目的、そして大学基準協会の理念や役割についてそこで初めて知ることとなったが、先述の報告書の作成に深く関わったものの、自己点検・評価の必要性や意味内容について十分に理解できていたわけではなかった。

この取り組みによって佛教大学は晴れて大学基準協会の加盟校となったが、その後、2004年から認証評価制度が導入され、7年に一度の認証評価受審がすべての大学に課せられることとなる。その第1期の認証評価を佛教大学が受審したのは2006年のことであるが、加盟申請時の報告書作成に関わった経緯があったため、2006年の受審に向けての学内における自己点検・評価の実施ならびに報告書作成に際して大学評価実務推進委員の一人に任ぜられ、特に報告書の編集を担当する特別班のメンバーともなった。ここで筆者は本格的に大学評価、認証評価と向き合うこととなり、認証評価の制度や仕組み、本学における評価体制と認証評価受審の実態について経験することとなった。この第1期の経験は、業務的には大変なものであったが、そこで得た知識や学んだ内容が以後の大学人としての立ち位置を形成する基礎になったことは間違いない。

2006年の受審により佛教大学は「適合」判定を受けることができたが、その際に付された課題も多く、特に評価体制については改善の必要性が学内でも認識され、大学評価に関する恒常的な取り組みを続けていくことを目的として、大学評価委員会とは別に大学評価室を設置して、情報収集や課題への対応、次期受審に向けての取り組みなどを進めていくこととなった。その結果、新たに設置された大学評価室の室員となり、継続的に大学評価に関与していくこととなったが、さらに2008年には大学評価室長を命ぜられ、評価に関わる大学としての企画全般について責任を負うことになった。

その翌年の2009年から、全く想像もしていなかったことではあったが、佛教大学の学長をつとめることとなり、大学全体の教学運営に関して責任を負う立場となった。結果、職責として大学評価委員会の委員長の役割も担い、当時の社会的な要請に応える必要性から、新たな学内組織として大学教育質保証検討委員会ならびに質保証推進室等を立ち上げて人材養成の目的や3ポリシーの設定などを進めるとともに、第2期から求められることとなった内部質保証への対応についても着手した。第2期における認証評価の受審は2012年であったが、教育組織・教育課程・教育内容などの改善改革を進めながらの受審となり、「適合」の判定を受けたものの、PDCAサイクルの具現化や内部質保証体制の構築と実質化については多くの課題を残したというのが実情である。

2014年度末で学長職を離れ、学内においては内部質保証、大学評価などの取り組みを側面から支援する立場となったが、2017年から、まるで職務から離れるのを待ち受けていたかのように、大学基準協会から分科会レビューの依頼があり、引き受けさせていただくこととなった。2017年度は第2期の最後の年にあたるが、2018年度から第3期のサイクルに入り、以降昨年度まで、7年間にわたってレビューを（2019年度からは主査を）つとめさせていただいた。つまり、第3期については、学内で内部質保証、大学評価の取り組みを支援しながら、学外ではレビュー員として、第3期のほぼ全期間の認証評価に携わってきたことになる。佛教大学は2019年に受審し、ここでも「適合」

の判定を受けたが、内部質保証の実質化という第3期の目指すところについては多くの課題を包含するものであった。その点については質保証の体制を再構築しながら、現在も第4期に向けて改善の取り組みを進めている途上にある。

以上、第1期（個人的にはそれ以前も含む）から第3期にかけての大学ならびに筆者個人の関わりの概略をまとめてみたが、振り返ると、さまざまな立場でその時の責務に対応し続ける過程において常に大学評価がそこにあり、評価との関わりを踏まえながら時々の業務や課題に向き合っていたとあらためていま感じるとともに、大学基準協会との付き合いが実に30年近くの長きにわたっていることに感慨も覚えている。

II. 大学の立場から見た認証評価

認証評価が義務化されてから、認証評価がどのように変遷したのかについては既に多数の優れた論者が存在し、第1期から第3期のそれぞれが、何を指し、どのように内容的な変化を辿ってきたのかについても様々に議論がなされてきている⁽²⁾。ここでは、上述の経緯のなかで大学基準協会における認証評価を受審した大学はどのように対応し、また何を課題としたのかについて幾つかの論点を提示してみたい。

1. 初期の特徴とその後の変化

まず、3期全体をとらえて考えた場合、受審する大学側からみると、最も分かりやすかったのは第1期であったと筆者は受けとめている。大学基準協会が第1期の認証評価で求めた点検・評価項目は、第2期以降と比べると非常に細分化された内容となっていた。例えば、教育研究組織、学士課程の教育内容・方法、教員組織等について、大学全体としてだけでなく、すべての学部や学科、研究科ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて、大学として評価を行い、長所と問題点、将来に向けた改善・改革の方策をまとめるものであった。その際の点検・評価項目も基準ごとに細かく設定されており、具備することが必須不可欠なものと具備することが高度に望まれるものとで約200、具備することが一応望ましいものを加えると実に380程

となる。実際にどれだけの項目を取り上げて点検・評価を行うかは受審大学に委ねられていたとは言え、すべての基準においてこれを行っていくのは、膨大な作業量を伴うものである。事実、佛教大学の第1期に関する報告書は468頁にわたるものであり、評価の作業だけでなく報告書作成の作業も相当な時間を要するものであった。

しかし、実際に受審を行った大学の現場からすると、作業量の多さという問題はあったものの、各基準における評価の指標が細かく明確に定められていたため、何を行えば良いのかは明瞭であり、各指標に基づいて対応していくことそのものが困難であったわけではなかったというのが正直な実感である。特に、大学評価や認証評価への対応という社会的な要請は、一般的な大学にとっては新しい課題であったため、それがいかなるものであるのかを正確に理解することは重要なポイントであった。この新しい課題は多くの大学人にとって未知のものであったため、所管する現場にとっては構成員に理解を促すこと自体が難題—いまでもそれは続いている—であったが、項目が細分化されているため対応事項は多くなるものの、求められているエビデンスは具体的で用意しやすく、評価の作業として何をすればよいのかを理解することは困難なものではなかった。そして、一連の作業を通して、大学が抱える課題を明確化し、改善に向けての道筋をつけるという点検評価の目的に気づくことができるものであったと言える。

一方で、このような認証評価対応における実務量・作業量の膨大さが、新たな課題の正確な理解を阻害するものともなり、第2期以降、各所で言及される「評価疲れ」という言葉を産み出す原因となったことは間違いない。また、第1期における、大学のあらゆる取り組みに対する点検・評価の結果について、そのすべてを報告書に記載して提示することを求めることが、機関別認証評価として適切かつ不可欠なものであるかどうかという議論に結びつき、第2期以降での内部質保証の重要性、その体制の構築ならびに実質化こそが確認すべき点であり、具体的な取り組み状況などの細部は大学に任せ、機関として内部質保証をどれだけ適

切に行っているのかを確認するという認証評価の大きな方向転換の背景となっていることも周知の点である⁽³⁾。方向転換の是非はともかくとして、第2期から内部質保証が大学基準の中で明示されることとなり、第3期には内部質保証を核として、大学全体の取り組みを評価する現在の形へと至っているが、多くの大学にとって、この変化は越えるべきハードルがさらに高くなったものと筆者は受けとめている。

2. 現状における現場での諸問題

第2期から、評価に関連する文脈において、「PDCA」あるいは「PDCAサイクル」という言葉が頻出することとなった。当初、これも大学人にとっては馴染みの薄い言葉であったが、現在は殆どの部門や部署で当たり前のように—昨今はOODAループの方がメジャーになりつつあるかもしれないが—使われている。しかしながら、実際に大学内でPDCAを適切に回していくことを考えた場合、そこに大きな課題があることに気がつく。それは階層ごとのPDCAをどのように結びつけ、改善・改革の方策といかに実質的に連結させて実行していくのか、という点である。

現在、大学におけるPDCAについては、機関全体を対象とする「大学レベル」、学部や研究科、各部署などを対象とする「プログラムレベル」、教員や職員個々の取り組みを対象とする「個人(or 授業・業務)レベル」といった三つの階層から捉え、それぞれのレベルにおいてPDCAを回すと同時に、各階層を連結させることで学位プログラムや大学といった上位のレベルでの改善・改革を有効かつ適切に機能させることを目指す仕組みが一般的となっている⁽⁴⁾。その際に問題となるのが、下位のレベルにおける結果(評価)を、上位のレベルがどのように位置づけ、いかに課題認識を共有化し、それぞれのレベルにおける改善方策の方向性とどのようにして一致させていくのか、という点である。

例えば、教員個人が自身の授業内容をチェック・評価し、課題を見つけ、それを改善していく方策を考えてPDCAを回すとしよう。その取り組みは、当然、学部や研究科などプログラムのPDCAにも組み込まれていくことにはなるが、プログラムとしての大きな

サイクルの中で、個々の内容を、それぞれの特長や性質も踏まえながら、プログラムとして適切に評価し、改善の方向性を個人レベルとプログラムレベルで一致させていくことは、実は容易なことではない。全く同じことが大学レベルとプログラムレベルの間にも当てはまる。プログラムから出てきたPDCAの結果を大学が受けた時、その評価をどのように位置づけるのか。大学全体としてのPDCAを考えた場合、課題認識や改善の方向性は、必ずしも大学とプログラムとで一致するものではなく、往々にして、現場レベルでの問題意識や改善の方向性が大学全体で動かなければならない方向性と異なるケースに遭遇する。これをどのように解決していくのか、それぞれの大学が置かれている環境や大学の規模、あるいは大学の文化などによっても異なってくるため、解決方法を画一的に提示することは不可能と思われる。さらに、ここには教学マネジメントという課題が密接に関係してくるが、内部質保証と教学マネジメントの関係を整理し、両者を関係づけながら適切に取り組みを進めていくことも容易ではなく、両者の区別すらもつかない状況が現場には存在している⁵⁾。

第2期の目標であった内部質保証システムの構築については、ほとんどの大学が内部質保証について責任を有する機関を設置し、体制の整備を進めることとなった。結果として、この点については第3期の認証評価において概ね達成状況が確認されたとと言えるであろう。しかし一方で、第3期の目標である内部質保証の実質化という観点からすると、上述したレベル間における問題点は筆者が属する大学だけの課題ではなく、多くの大学が直面している課題ではないだろうか。それぞれが構築した内部質保証体制を適切に機能させること、すなわち、各レベルにおけるPDCAサイクルが有機的に連関し、課題認識を共有するだけでなく、評価の視点を統一し、改善・改革の取り組みとして足並みを揃えることは容易なことではない。自ら、あるいは自らの部門のことは考えられても、大学全体の視点に立つことはできない(あるいはそれは自分の役割ではない)、と捉えてしまう構成員が多いなかで、内部質保証についての理解を促し、ルーチンと

して機能させていくことの困難さを、第4期を迎えるいま、あらためて実感している。同時に、PDCAの3つのレベルを有機的に結び付け、適切に機能させるためには、あらためて方針や目的、そして具体的な目標の明確な設定と共有が不可欠であることを再認識している。

3. 通信教育課程と認証評価

もう一点、認証評価を受審する大学側にあつて常に問題となった点が通信教育課程の評価についてである。佛教大学は70年を越える通信教育課程の歴史を有し、通学課程に併設する形を基本としてきたことから、現在も、6学部11学科、4研究科を開設している。ところが、認証評価においては、通信教育課程は常に副次的な位置づけしか与えられず、プログラムとして(あるいは一機関として)どのように位置づけるべきであるのか、また通学課程との関係の中でどのように評価していくべきなのか、明確な指針が示されないまま今日に至っている⁶⁾。勿論、課程を有する本学は、3期いずれにおいても通信教育課程の点検・評価を行い、その内容を報告書にも記載して、内部質保証の体制に組み込みながら、改善・改革の取り組みを進めてきている。しかし、例えば通学課程とは教育方法も学習方法も大きく異なる通信教育課程について、通学課程と同じ枠組みで捉えることは適切ではないし、通信教育独自の視点や観点から評価を行い、内部質保証の体制の中に位置づける必要がある。「通信教育基準」は制定されているものの、認証評価という観点については、残念ながら国も大学基準協会も明確な指針を示してくるには至っていないのが現状である。新たに開設されようとしているZEN大学に対して社会的な関心が高まるなか、高等教育機関の中に置かれる通信教育課程に対して、あらためて国や社会は認証評価として何をどこまで求めていくことになるのか、そしてそれに大学はどのように応えていく必要があるのか、教育方法が劇的に変化していることを踏まえて、「通信教育課程基準」の見直しとともに議論を深めていかなければならない。

Ⅲ. レビュアーの立場から見た認証評価

1. レビュアーの課題

冒頭に記したように、第2期の最後から第3期のほぼ全期間にわたり、大学基準協会のレビュアーをつとめてきた。その経験の中でレビュアーとして考えてきたこと、課題となっていると思われる点について触れてみたい。

筆者自身がレビュアーとしての役割を十全に果たしてきたかどうかについて自己評価するのは難しい。先述の通り、長きにわたって評価に関与してきた経緯はあるものの、実際の評価においては、反省点多々ある。その中で、常に意識してきた点は、分科会で行う評価が、受審大学にとって課題の明確な把握そして改善・改革を進めるための契機や追い風となり、結果として受審大学にとって有益なものとなるようにつとめるというスタンスである。勿論、設置基準や機関要件といった設置認可等に関わる数値については厳格にチェックを行う必要がある。しかし、その中でたとえ問題があったとしても、当該大学がその課題を乗り越えて進んでいくための道筋を示し、それを受けて大学が改善に向けて進むように促すことこそが、ピアレビューによる認証評価の役割に他ならないと筆者は考えている。この考え方は、受審する大学の側に立った経験を通じて得られたものであると同時に大学基準協会の基本理念でもあり、その理念に共感する中で形成されてきたものである。主査として分科会に参加する場合は、この点を他のレビュアーと共有することにつとめ、実地調査において当該大学の状況を確認する際にも一貫してこの姿勢を保つことをお願いしている。

また、レビュアーが当該大学に課題を付す際には、大学現場の実状をしっかりと把握した上で行うことに細心の注意を払わなければならない。レビュアーから大学に対して付される評価を肯定的(あるいは主体的)に受け止められる大学現場は少なく、否定的(あるいは自虐的)に受け止められる場合が多いと思われる。そのような現場に課題を突き付けることで、現場がどれだけセンシティブに対応することになるのかを想像し、理解してレビューを行う必要がある。一方で、積

極的に改革を推し進めたい大学にとっては、厳しい評価が外圧としてうまく機能する場合もある。このあたりのバランスを正確に把握することも、レビュアーが肝に銘ずべき大切な役割であると考ええる。

言うまでもなく、それぞれの大学には、それぞれの大学の理念と目指すべき目標、そして大学の歴史の中で培われてきた固有の文化が存在する。それらを尊重し、それぞれの大学の置かれている状況を踏まえながら同じ生身の大学人として評価を行うことが大学評価におけるレビュアーのつとめであり、また醍醐味でもあると筆者は捉えている。この点がどこまで受審された大学に届いているのかは分からないが、大学基準協会が目指しているピアレビューの目指す方向性に適うものであり、その点を大学基準協会は今後も指向していくものと理解している。

その上で、現状のレビュアーの課題について触れるならば、筆者自身も含めたレビュアーの質の向上は喫緊の課題であり、レビュアーの資質のばらつきには問題があると言わざるを得ない。ピアレビューというシステムは崇高な理念を基盤として成り立つものであるが、一方で質の高い、また同質のレビュアーを常に一定数確保することは容易ではない。この課題と向き合いながら、自らの質を担保することにもつとめている大学基準協会には敬意を表すが、実際の評価作業の中では問題を散見することもあるため、さらに改善に向けての検討を進めていく必要があるだろう。

2. 認証評価システムの課題

レビュアーの課題とも関係するが、認証評価そのものが期を重ねるにつれて一層、高度化・専門化していることにも様々な問題が付随している。新たにレビュアーをつとめることになった際に、眼の前で行われている認証評価の作業を何ら戸惑いもなく受けとめることは、恐らく困難な状況にあると思われる。レビュアーはそれぞれに認証評価のいまを学び、分科会での経験や、大学基準協会とのやり取りを通じて認証評価に精通していくことになるが、それには一定の時間が必要である。とりわけ、第3期における内部質保証の実質化に対する評価については、どのように理解して

対応すべきかが最も難しいテーマであることが、分科会で評価を一緒に行ったほぼすべてのレビュアーに共通する意見であった。認証評価の高度化や専門化は避けられない課題ではあるのだろうが、認証評価そのものの変化、評価システムの進化に対して、多くの大学現場はその動きについていけなくなっているように思われる。勿論、一部の先進的な大学は、高度化や専門化に即応して最先端を走ることになるが、その動きについていけない多くの大学との差が、今後ますます大きくなっていくのではないかと懸念される。

また、評価の作業におけるオンラインの活用という課題についても考える必要がある。第3期にはコロナ禍という未曾有の事態が発生した。その中でも認証評価は停止することが許されず、大学の授業が一斉にオンライン化されたのと同様に、研修会も、分科会も、そして実地調査までもオンラインで行われることとなった。現時点から振り返るならば、コロナ禍によって会議のオンライン化が劇的に促進されたと言えるし、その経験を活用して、現在、我々が日々の業務を進めていることは間違いない。しかし、2020年、2021年と二年にわたって実施されたオンラインでの実地調査が、認証評価のプロセスとして適切なものであったかと問われた時、それ以前あるいはそれ以後と比較して、残念ながら同じ条件下で行われなかったことは事実であり、その中で評価結果が出されているという問題を、我々は忘れてはならないと考える。実地調査は研修会や分科会とは明らかに次元の異なる場である。当該大学の理念や目的を、その場、場を構成する教職員、学生、そしてそれらの総体として作り出される空気を通じて目のあたりにし、大学について理解するための最初で最後の機会が実地調査であり、残念ながらこれをオンラインで作り出すことは不可能であると筆者は受けとめている。パンデミックという予想もしない事態への対処という点ではやむを得ない対応であったことを十分に理解しながらも、異なる仕組みを導入したことの是非については、あらためて議論すべきではないだろうか。ましてや、実地調査をリアルに行うことが可能となった段階で、レビュアーの個人的な都合でオンラインの対応を可とするような実態

があるとするれば、レビュアーの質、分科会全体の質、そして認証評価システムの質の担保という点で問題があると言わざるをえないだろう。

3. 認証評価機関の課題

認証評価機関としての大学基準協会そのものが、3期にわたるこの期間を通して大きく進化してきたと言えるだろう。決して大きな所帯ではないものの、出向者のスキルアップを支援しながら、その力を活用して認証評価機関としての明確な位置を築いてきたことは間違いない。初期の手引きやマニュアル、あるいは説明会などを思い返し、現在の状態と比べるならば、そこには隔世の感すらある。年度ごとに更新される評価の手引き等は、確実に分かりやすく改められており、また可視化という点でも大きな進歩を感じるものとなっている。そのために費やされた努力については心から敬意を表するが、一方で、先に触れた高度化や専門化といった課題により、認証評価に明るくない大学人にとっては、専門用語が散りばめられた、難解な専門書のような位置づけになっていることにも留意する必要がある。例えば、殆ど経験のない大学職員などが認証評価に取り組むことが必要となった場合、どこからどのようにアプローチすべきであるのか。そのような層に向けての取り組みを求めるのは過大な要求であろうか。

一方で、マニュアル化が進み、評価だけでなくレビューの仕方などについても丁寧なガイドや具体例が整備されてきている。先に述べたレビュアーの質のばらつきなどにも左右されず、認証評価を一定の水準に保つためには不可欠な取り組みではあるものの、結果として評価プロセスや評価結果そのものが画一化していくという問題も看過できなくなってきている。レビュアーとしての自戒も込めてであるが、大学基準協会が公表する評価結果を眺めた際に、最終的な総評において、類似の内容や表現が多くなってきていることに課題を感じている。それぞれが適切なプロセスを経て形づくられてきているものであるとは言え、結果だけを見た時に、金太郎飴的に映るのではないかと危惧するものである。この点についても、今後に向けての対応が必要であろう。

また、機関別認証評価機関が複数存在する現状において、各評価機関の質の問題にも目を向けなければならない。認証評価機関はそれぞれに質を保証するための取り組みを行っているが、それらが適切であるのかどうか、何よりも社会(ステークホルダー)はどのように受けとめているのか、五つの認証評価機関の結果を同質のもととして捉えてよいのか等、さまざまな課題が指摘されている⁽⁷⁾。大学基準協会は国内の視点だけに限定されず、評価機関を評価する国際的な機関における評価も受審するといった先駆的な取り組みにも着手しているが、五つの機関の一つとして捉えた時に、それら全体を総合的に評価する仕組みも今後は必要になってくるのではないだろうか。つまり、機関別認証評価機関が、わが国の大学の質保証にとって実質的に機能しているのかどうかを見極める必要があると言える。

おわりに

認証評価の第4期スタートを目前にして、この20年あまりの間に感じ、そして考えてきたことの一部を思いつくままにまとめてきた。上述した通り、認証評価のシステムが格段に進化してきていることは間違いない。しかし、多くの大学現場はそれに追いついていないのが実態であるというのが現時点における筆者の率直な考えである。一部の先進的な大学は、評価システムの進化に即応して加速度をつけて前進しているが、多くの一般的な大学は、残念ながらますます引き離されることになっている。このような実態の有無も正確に把握・検証しながら、第4期の認証評価は進めていくことが必要ではないだろうか。18歳人口が加速度的に減少していくことによって大学業界そのものが劇的に変容し、さらに厳しい環境が待ち受けている現実の中で、我々は認証評価と向き合っていかなければならない。そのためにも、あらためて第1期の認証評価が目指したもののや、その際の点検・評価の仕組み、その結果等について振り返ることは重要であり、とりわけ評価の取り組みが進んでいない大学にとっては有意義なものになるのではないかと考えている。

このような点を踏まえながら、もしも第4期認証評価において筆者に何らかの役割が求められるとするな

らば、認証評価システムを単に牽引するのではなく、評価に遅れがち—あるいは追いつくことが困難な—大学を何とかつなぎとめるための役割を、個人的には担っていきたいと考える。同時に、そのような役割を果たしてくれることを認証評価機関にも期待したい。

【注】

- (1) 佛教大学大学評価委員会編『佛教大学の現状と展望 1999.7—大学基準協会「加盟判定審査用調査」報告書—』1997年、佛教大学。
- (2) 例えば、次のような論考が挙げられる。林 隆之「大学評価20年」、日本高等教育学会編『大学評価 その後の20年』(高等教育研究第23集)、日本高等教育学会、2020年、9-31頁。工藤 潤「認証評価制度改革の方向と課題」、『IDE現代の高等教育』第609号、IDE大学協会、2019年、43-47頁。野田文香「認証評価の課題と可能性」『高等教育研究』第23集、2020年、33-52頁。
- (3) 方向転換やその背景については、例えば以下を参照されたい。高等教育のあり方研究会 内部質保証のあり方に関する調査研究部会編『内部質保証ハンドブック』大学基準協会、2015年。
- (4) この点については、例えば以下が挙げられる。注3前掲書、85-90頁。独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会編『教育の内部質保証に関するガイドライン』2017年。
- (5) 内部質保証の三つの側面およびここで掲げた問題点については、以下の論考でも取り上げられている。鳥居朋子「大学における教育の評価とマネジメント」『高等教育研究』第23集、2020年、119-140頁。
- (6) 通信教育課程と認証評価の関係や経緯については、例えば以下が参考となる。高橋陽一「3つのガイドラインと大学設置基準等の改正」『日本通信教育学会報』通巻60号、2023年、1-2頁。
- (7) 認証評価機関が向き合うべき課題等については、以下で指摘がなされている。中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて」(審議ま

とめ)、2016年。中央教育審議会大学分科会質保証部会「新たな時代を見据えた質保証システムの

改善・充実に向けて」(審議まとめ)、2022年。